

令和 8 年度狛江市一般廃棄物処理実施計画

1. 施行期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで
2. 施行区域 市全域
3. 一般廃棄物等の発生量及び処理量の目標

(単位：t)

一般廃棄物の種類		令和8年度	収集運搬 主体	中間処理		最終処分	
				処理主体	処理方法	処理主体	処理方法
ごみ	可燃ごみ	9,999	市 (委託)	クリーン センター 多摩川	焼却	東京たま 広域資源 循環組合	エコ セメント化
	不燃ごみ	597			破碎後 焼却		
	粗大ごみ	468					
	持ち込み	2,226			焼却		
	有害ごみ	21	市 (委託)	民間業者に委託			
	発火物	21					
資源物	プラスチック類ごみ	430	市 (委託)	民間業者に委託			
	ビン	543		狛江市 ビン・缶 リサイクル センター	選別・ 減容	民間業者に委託	
	缶	207					
	ペットボトル	295					
	古紙	2,479		民間業者に委託			
	古布	279					
	金属	31					
	使用済み小型家電	56					
	ガラス・陶磁器	47					
	植木せん定枝	65					
合 計		17,764	—				
し尿（仮設のみ）			市 (委託)	クリーン センター 多摩川	水処理・ 希釈後 下水道へ 放流	東京たま 広域資源 循環組合	エコ セメント化
動物死体							

※令和 8 年度目標については、基本計画の目標値を基に事業効果を見込み算出した。

※令和 6 年 5 月 10 日付け「二酸化炭素排出量削減及び不要物のアップサイクスキームの検証並びに災害対応力強化に関する協定」に基づき、公共施設から発生するおむつ等を含む有機系不要物の削減のための実証実験の効果として、可燃ごみの約 20t 減を見込んだ。

4. 一般廃棄物の排出抑制及び再資源化のための方策に関する事項

(1) 行政の取組

- ①一般廃棄物処理基本計画・実施計画を策定する。
- ②廃棄物発生量削減に向け市民や事業者から意見を求めるために、ごみ半減推進審議会を開催する。
- ③許可要件を満たした 20 件程度を一般廃棄物許可件数の上限とし、一般廃棄物の安定的な処理を行う。
- ④市民、事業者に対し廃棄物発生量削減・再生利用・ごみの分別に関する啓発や情報提供を行うとともに SNS やごみ分別アプリ等による発信を強化する。
- ⑤廃棄物発生量削減に関する意識を育むための環境学習を行う。
- ⑥組成分析・搬入物検査を通じて、事業者に対して適正分別排出の指導強化を行う。
- ⑦拡大生産者責任制度の徹底のために、他自治体と連携し、国や東京都に対しての要望を継続して行う。
- ⑧高齢化の進展などによる社会情勢の変化に対応した、廃棄物の収集運搬・処理の検討を進める。
- ⑨プラスチック類ごみの分別収集・資源化を行う。
- ⑩令和 6 年 5 月 10 日付け「二酸化炭素排出量削減及び不要物のアップサイクルスキームの検証並びに災害対応力強化に関する協定」に基づき、公共施設から発生するおむつ等を含む有機系不要物の削減のための実証実験を行う。

(2) 市民の取組

- ① 4 R を推進し、特に発生回避・排出抑制の取組を行う。
- ②廃棄物の発生量削減や分別に努め、適正な方法で排出を行う。
- ③廃棄物発生量削減のために、日常生活での買い方、使い方、処分の仕方などの生活スタイルの見直しを進める。
- ④物を直して使うなど、長く大切に使う生活スタイルの取組を進める。
※ 4 R : Refuse (リフューズ・発生回避)、Reduce (リデュース・排出抑制)、Reuse (リーユース・再使用)、Recycle (リサイクル・再生利用) のこと。

(3) 事業者の取組

- ①環境に配慮した事業活動に努める。
- ②分別の推進により、自ら排出するごみの発生抑制に努める。
- ③自らの責任においてごみの適正処理を行う。
- ④循環型社会形成に向けて、廃棄物発生抑制の理念に基づく製品の製造・販売の取組を推進する。
- ⑤製品の環境配慮設計に努めるとともに、リサイクル素材を使用した製品の積極的な取扱いと販売、簡易包装を推進する。

5. 一般廃棄物等の循環的な利用及び適正な処分方法

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則」、「粕江市廃棄物の再利用の促進及び処理に関する条例」(以下「条例」という。)及び「粕江市廃棄物の再利用の促進及び処理に関する条例施行規則」に基づき、一般廃棄物等の循環的な利用及び適正な処分を行う。

6. 市が行う廃棄物の収集運搬及び処分の方法、占有者又は事業者の協力義務に関すること

(1) 一般廃棄物等（し尿、動物の死体を除く）

① 処理対象のごみ

分別区分		内容	回数	排出方法	処理及び処分の方法	
可燃ごみ		生ごみ、リサイクルできない紙類など	週２回	市指定収集袋(有料)	中間処理（焼却）した後、エコセメント化を行う	
	おむつ	子ども・介護用のおむつ		透明又は半透明の袋に入れる		
	落葉・下草	落葉、下草				
不燃ごみ		金属製品、ゴム製品など	月２回	市指定収集袋(有料)	中間処理（破碎後焼却）した後、エコセメント化を行う	
粗大ごみ		最大辺50cm以上又は重さ5kg以上のもの	随時/ 事前予約	品目ごとに粗大ごみシール添付		
有害ごみ		蛍光灯、電池、水銀を含む製品、充電式電池を外せない小型家電	月２回	透明又は半透明の袋に入れる	民間業者で資源化・最終処分を行う	
発火物		スプレー缶、ライター等高圧ガスを使用した可燃性の製品	月２回	カゴ・コンテナに入れる	民間業者で処理する	
資源物	プラスチック類ごみ	容器包装プラスチック、プラスチック製品	週１回	市指定収集袋(有料)	民間業者で資源化・処理をする	
	ビン	ガラスビン	月２回	カゴ・コンテナに入れる	民間業者に再生可能な資源として売払い、処分する	
	缶	アルミ・スチールの空き缶	月２回			
	ペットボトル	容器包装リサイクル法に定めるペットボトル	月２回			
	古紙	新聞	週１回	ひもで十字に縛る		
		ダンボール				
		紙パック				
		雑誌		紙袋に入れる		
		雑かみ				
		シュレッダー紙				
	古布	古着、古布	週１回	ひもで十字に縛るか透明又は半透明の袋に入れる		
	金属	やかん、フライパンなど	月２回	カゴ・コンテナに入れる		

資源物	使用済み小型家電	家電リサイクル法対象外のもの	持ち込み 随時	回収ボックスへ投入 宅配便で配送	民間業者で資源化・処理をする
	ガラス・陶磁器	ビン以外のガラス製品、陶器、磁器	月2回	カゴ・コンテナに入れる	
	植木 せん定枝	枝木長さ1m・太さ10cm以内	随時/ 事前予約	ひもで縛るか透明又は半透明の袋に入れる	

※収集は戸別方式による：各住戸の敷地と道路（私道を含む。）の境界付近の当該敷地内で収集を行うこと。
ただし、集合住宅の場合は、当該集合住宅の敷地内に設けられた集積所からの収集を行うこと。

② 集団回収

種 類	収集及び運搬の方法	処理及び処分の方法	市民の協力義務等
ビン、缶、古紙、古布、ペットボトル、金属、使用済み小型家電等	排出者が資源回収業者に委託し、団体ごとの所定の場所で収集を行う	資源回収業者等が資源化する	最初に、市に集団回収の実施を申請する。次に、市に登録された資源回収業者に申込みを行う。分別・排出方法等は、業者と協議しその指示に従わなければならない

③ その他のごみ

種 類	収集及び運搬の方法	処理及び処分の方法	市民の協力義務等
一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物	一般廃棄物の処理又はその処理施設の機能に支障が生じない範囲内において、家庭廃棄物及び事業系一般廃棄物と併せて市が収集する	事業者が自らの責任で処分するもののほかは、種類に応じて、中間処理（焼却）した後、最終処分又は資源化する	市が収集する場合は、可燃ごみ、不燃ごみ、プラスチック類ごみ及び資源ごみに分別し、可燃ごみ及び不燃ごみ並びにプラスチック類ごみについては、条例第29条第1項に規定する指定収集袋を使用して排出しなければならない

※備考 廃棄物の区分のうち、一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第4項第1号に規定する廃プラスチック類（原則として、プラスチック製造業及びプラスチック加工業から排出されるものを除く。）並びに廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第2条に規定する廃棄物のうち、紙くず、木くず、金属くず（廃油等が付着しているものを除く。）ガラスくず及び陶磁器くずをいう。

（2）し尿

種 類	収集及び運搬の方法	処理及び処分の方法	市民の協力義務等
し尿	事業者から委託業者へ直接連絡、委託業者が仮設便所から随時収集する	し尿処理施設で処理する	排出者は、条例第40条第1項の規定に基づく処理手数料を納付しなければならない

(3) 動物の死体

種 類	収集及び 運搬の方法	処理及び 処分の方法	市民の協力義務等
動物の死体	占有者又は管理者が 自らの責任で行うも ののほか、市が各戸及 び路上から随時収集 する	占有者又は管理者 が自らの責任で行 うもののほか、火葬 により処分する	占有者又は管理者が自らの 責任で処分をできないとき は、条例第 40 条第 1 項の規定 に基づく処理手数料を納付 しなければならない

7. 処理施設の概要

【狛江市ビン・缶リサイクルセンターの概要】

所 在 地	狛江市岩戸北一丁目 1 番 11 号
稼 動 開 始	平成 6 年 11 月
処 理 能 力	4.9 t / 日
処 理 方 法	ビ ン (コロラインによる手選別)
	缶 (アルミ缶・スチール缶を機械選別後、圧縮処理)
	ペットボトル (手選別後、減容・圧縮処理)

【多摩川衛生組合 クリーンセンター多摩川 (ごみ焼却処理施設) の概要】

所 在 地	稲城市大丸 1528 番地
稼 動 開 始	平成 10 年 4 月
焼 却 能 力	450 t / 日 (150 t / 24 h × 3 基) ストーカ式全連続燃焼
灰 溶 融 炉	25 t / 日 (25 t / 24 h × 2 基) アーク式電気溶融 (平成 28 年度で 休止)
粗大・不燃ごみ 処 理 施 設	50 t / 5 h × 1 基 回転衝撃式

【多摩川衛生組合 クリーンセンター多摩川 (し尿処理施設) の概要】

所 在 地	稲城市大丸 1528 番地
稼 動 開 始	平成 14 年 4 月
処 理 能 力	23.4kl / 日
処 理 方 法	好気性生物処理、希釈放流
し尿残さ及び 汚泥処理方法	クリーンセンター多摩川で焼却

【東京たま広域資源循環組合 エコセメント化施設の概要】

所 在 地	西多摩郡日の出町大字大久野 7642 番地 (二ツ塚処分場内)
稼 動 開 始	平成 18 年 7 月
処 理 能 力	焼却灰処理量約 300 t / 日・エコセメント生産量約 430 t / 日

【東京たま広域資源循環組合 二ツ塚処分場の概要】

所 在 地	西多摩郡日の出町大字大久野 7642 番地 (二ツ塚処分場内)
稼 動 開 始	平成 10 年 4 月
廃棄物埋立容量	約 250 万 m ³

【株式会社リーテム 東京工場の概要】

所在地 大田区城南島三丁目2番9号
処理対象 使用済小型家電製品

【株式会社アルフォ 城南島飼料化センターの概要】

所在地 大田区城南島三丁目3番2号
処理対象 食品廃棄物

【オリックス資源循環株式会社 寄居工場の概要】

所在地 埼玉県大里郡寄居町大字三ヶ山313番地
処理対象 一般廃棄物

【宗教法人慈恵院附属多摩犬猫霊園の概要】

所在地 府中市浅間町二丁目15番地1
処理対象 小動物の死体

【野村興産株式会社 イトムカ鉱業所の概要】

所在地 北海道北見市留辺蘂町富士見217番地1
処理対象 廃乾電池・廃蛍光灯

【ガラスリソーシング株式会社 本社工場の概要】

所在地 千葉県銚子市春日町740番地の1
処理対象 ガラス・陶磁器

【長沼商事株式会社 第1工場・第2工場の概要】

所在地 埼玉県所沢市林一丁目306番地の7・308番地の10
処理対象 スプレー缶・ライター

【バイオエナジー株式会社 城南島食品リサイクル施設の概要】

所在地 大田区城南島3丁目4番4号
処理対象 食品廃棄物

【株式会社 J バイオフードリサイクル】

所在地 神奈川県横浜市鶴見区末広2丁目1番5号
処理対象 食品廃棄物

【株式会社 アクト・エア 総合リサイクルセンター】

所在地 神奈川県愛甲郡愛川町角田3667番地
処理対象 一般廃棄物

【株式会社 加藤商事 西多摩支店】

所在地 西多摩郡瑞穂町長岡3丁目5-15
処理対象 一般廃棄物

【株式会社 西東京リサイクルセンター】

所在地 羽村市緑ヶ丘三丁目3番地3
処理対象 食品廃棄物

【ニューエナジーふじみ野 株式会社】

所 在 地 埼玉県ふじみ野市駒林 1033-1

処理対象 食品廃棄物

【株式会社イズミ環境】

所 在 地 八王子市南大沢 3-24

処理対象 食品廃棄物

8. その他一般廃棄物の処理に関し必要な事項

(1) 狛江市ごみ半減推進審議会

条例第7条の規定に基づき、一般廃棄物の発生の抑制及び減量、再利用の促進及び適正な処理に関する事項を審議する。

(2) 狛江市ごみ半減推進員

条例第8条の規定に基づき、自治会やごみ減量等に取り組む団体、市内事業所や市民等の中から委嘱する。推進員は、一般廃棄物の発生抑制及び減量、再利用の促進及び適正な処理に対する地域住民への啓発を行うこと、一般廃棄物の分別及び適正な排出に関し、地域住民に指導助言すること、不法投棄に関し、市に連絡すること等を通して市に協力する。

(3) 収集・受入しない品目

家の構築物、石類、10 c m以上厚みのある板、医療廃棄物、衣類乾燥機、エアコン、エレクトーン、大型ゲーム機、オートバイ、オルガン、看板類、玄関ドア、建築廃材、コピー機、コンクリート、柵、サーフボード、事業活動に伴って発生する廃棄物、室外機、自動車部品、消火器、水中ポンプ、石膏ボード、洗濯機、洗面台、耐火金庫、タイヤ、タイル、畳、チェーンソー、土、テレビ、ドラム缶、廃油（燃料・塗料等）、発電機、バッテリー、パソコン、ピアノ（電子ピアノ）、フロン類使用製品、プレハブ解体材、プロパンガス、塀、便器、ホーロー浴槽、直径10 c m以上の丸太、餅つき臼、2 m²以上の物置、有害薬品、溶接機、冷蔵庫、冷凍庫、レンジ、その他中間処理施設で処理能力が限界を超えるもの等